

諮問内容

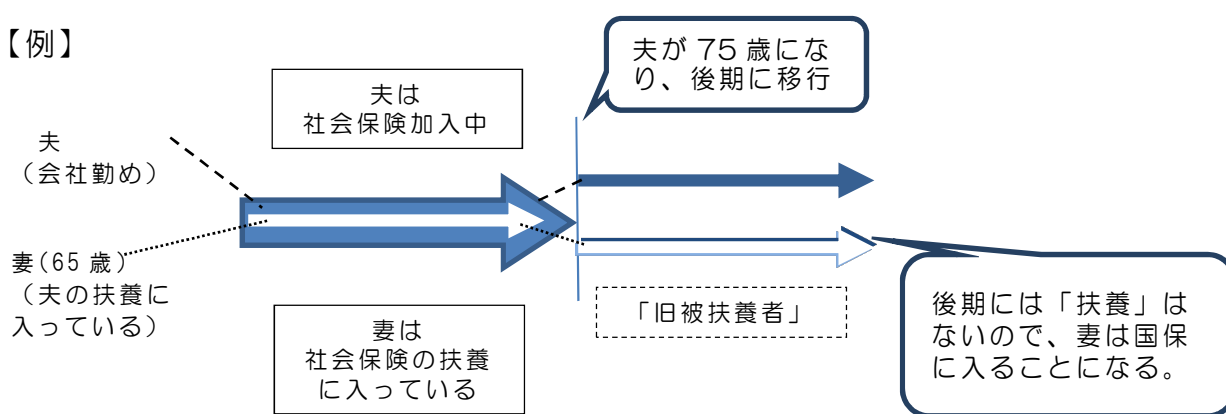
2 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間を見直す。

- ・ 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。

①旧被扶養者とは

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者で、資格取得日時時点で65歳以上の者のことです。

【例】



②旧被扶養者減免について

旧被扶養者に係る減免については、元々国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することを本則としつつ、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が「当分の間」継続されることとなったことを踏まえ、本市においても小牧市国民健康保険税条例施行規則により保険料軽減措置を実施してきました。

しかし、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置が「平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施すること」とされたことから、国民健康保険についても見直すことが、平成30年12月12日付けで厚生労働省保険局国民健康保険課から通知されました。

平成31年度以降の年度分の保険料(税)の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割(均等割・平等割)について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することになるものです。

なお、旧被扶養者に係る応益割（所得割・資産割）については、当分の間、旧被扶養者減免を実施することとされました。

※例

2019.4.1 に資格取得した旧被扶養者

…応益割は 2020 年度末まで減免

2018.4.1 に資格取得した旧被扶養者

…応益割は 2019 年度末まで減免

2017.4.1 以前に資格取得した旧被扶養者

…応益割の減免は 2019 年度以降なし

③ 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直し(案)について

本市においても次の理由により、応益割に係る減免期間を国の見直しと同じく資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限るとする改正を検討しています。

【改正理由】

ア 減免については市町村の裁量が認められているが、本減免は、後期高齢者医療制度発足時に国が軽減措置として実施した制度に対応したものであることから、後期高齢者医療制度の軽減措置と連動していくことが適当であること。また、本減免の財源は、国の特別調整交付金で補填されていたが、本見直しにより財源が見込まれなくなること。

イ 国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からのその他繰入金削減に取り組む中で、国の制度以上に手厚い減免制度を継続することは、取り組みに逆行すること。

④ 影響（※H30.12 時点の世帯）

改正に伴い H31 から旧被扶養者減免非該当になる世帯 = 46 世帯

「旧被扶養者」に該当する人とは？

- ① 社会保険等の被扶養者で
 - ② 社会保険等の被保険者（扶養している人）が直接後期高齢者医療制度に移行するときに国民健康保険に加入し、
（※後期高齢者医療制度は「扶養」がないため）
 - ③ 国保加入時点で 65 歳以上である人
- ①～③を満たしている人が、国保に加入する場合、「旧被扶養者」となります。（配偶者に限りません）

（例） A 会社員（社会保険加入）の夫（74 歳）とその扶養に入っている妻（65 歳）の場合

- （1）夫が 75 歳になり、社会保険から後期高齢者医療制度に移行
→夫が後期高齢者医療制度に移行する前日まで社保の被扶養者であった。
国保加入時に妻は 65 歳以上である。 = ①～③を満たすため、妻は「旧被扶養者」
- （2）夫が障害により、現時点で（75 歳を待たずに）後期高齢者医療制度に移行
→夫が後期高齢者医療制度に移行する前日まで社保の被扶養者であった。
国保加入時に妻は 65 歳以上である。 = ①～③を満たすため、妻は「旧被扶養者」

B 会社員（社会保険加入）の夫（74 歳）とその扶養に入っている妻（63 歳）の場合

- （1）夫が 75 歳になり、社会保険から後期高齢者医療制度に移行
→夫が後期高齢者医療制度に移行する前日まで社保の被扶養者であった。
しかし、国保加入時に妻は 65 歳未満である。 = ③を満たさないため、妻は「旧被扶養者」ではない。
- （2）夫が 75 歳を待たずに社会保険をやめ、国保に入った場合
→夫が後期高齢者医療制度に移行する前に、国保加入期間が挟まる。
国保加入時に妻は 65 歳未満である。 = ②③を満たさないため、妻は「旧被扶養者」ではない。

※後日妻が 65 歳になっても「国保加入時点」で 65 歳未満なので、旧被扶養者にはならない。

「旧被扶養者」が受けられる減免とは？

【背景】

「旧被扶養者」は、社会保険等の被扶養者であった期間は保険料が賦課されていなかったのに対して、国保被保険者となったことで保険税負担が生じることとなるため、後期高齢者医療制度の創設以降同制度と類似の緩和措置を講じてきました。（本市ではこの減免について、国民健康保険税条例施行規則内に規定しています。）

【内容】

基礎課税額と後期高齢者支援金等分に係る、（※65歳以上の方なので、介護はもともと除外）

①【応能分】所得割と資産割の全額

②【応益分】均等割の半額

その世帯の国保加入者が旧被扶養者のみである場合は、平等割の半額

均等割：加入者一人につき
平等割：一世帯につき

平成30年度までは、これらの減免が、旧被扶養者が国保の資格を喪失するまで受けられました。

平成31年度以降は、②について、旧被扶養者が「国保の資格を取得してから2年が経過する月まで」に限ることとされました。①については「当面の間」継続するとされています。

（例）Cさん（66歳）：旧被扶養者ではない1人世帯の被保険者

Dさん（66歳）：旧被扶養者として1人世帯の被保険者

いずれも本人の基準総所得額（年金なし、給与のみ）
50万円、固定資産税10万円、国保の被保険者ではない世帯主の所得により低所得による軽減は非該当の世帯として、

→ Cさんの年税額（H30）＝所得割26,800円＋資産割23,100円＋均等割30,200円＋平等割29,900円＝11万円

Dさんの年税額（H30）＝均等割15,100円＋平等割14,950円＝約3万円